

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第37号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号アを次のように改める。

ア 建物の所有を目的とするとき。 30年以内

第24条第2項中「(同項第1号ア^ア及び^イ)を除く。」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、借地借家法第22条又は第23条の規定を適用して行政財産を貸し付けるときは、適用しない。

第26条第1項第1号アを次のように改める。

ア 建物の所有を目的とするとき。 30年以内

第26条第2項中「(同項第1号ア^ア及び^イ)を除く。」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、借地借家法第22条又は第23条の規定を適用して普通財産を貸し付けるときは、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市公有財産規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される貸付契約について適用し、同日前に締結された貸付契約については、なお従前の例による。

(行財政局管財契約部資産管理課)